

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例について

廃棄物処理法

廃棄物：

産業廃棄物(廃プラスチック類等20品目)等

有価物：

有害使用済機器(小型家電等32品目)



過剰な積み上げ、火災の発生、騒音・振動等により市民生活の安全に支障をきたす状況が発生



条例を制定し規制

有価物：

再生資源として買い取ったスクラップ等



規制なし

法律や条例の直接の規制がない

条例の特徴

許可制を導入(全国初)

立地基準：住宅等から100m以上離すこと

保管基準：高さ最大5m以下 勾配50%以下
汚水が浸透しないよう保管場所を覆う 等

刑事罰を規定

無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反 等
1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金 等

施行期日：令和3年11月1日(罰則は令和4年5月1日から)